

×

×

※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(03)
午後の部

第三十七問答案用紙

受 験 地

受 験 番 号

氏 名

第1欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第2欄

【登記の事由】



※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(03)

午後の部

第三十七問答案用紙

第2欄(つづき)

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第3欄

【登記することができない事項】

【理由】